

地方独立行政法人川崎町立病院公立病院経営強化プラン

前文

自院は平成23年度より地方独立行政法人へ経営形態を移行し12年が経過した。地方独立行政法人の特徴である自立性、自主性を最大限発揮し、医療制度改革や診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、地域の皆さまから愛され、親しまれ、信頼される、安心して人にやさしい病院を理念とし、地域内の医療機関と連携し効率的な病院経営を行ってきた。

理念・基本方針のもと、新型コロナウイルス感染症並びに医療安全に関する適切な対応、令和4年度策定の経営改善計画を確実に実施していくことを重点課題とし、国の推進する公立病院経営強化ガイドラインと第4期中期計画に基づき、以下のとおり公立病院経営強化プランを作成した。

令和5年9月29日

地方独立行政法人川崎町立病院
理事長 伊 森 裕 晃

〈理念〉

地域の皆さまから愛され、親しまれ、信頼される、安心して人にやさしい病院をめざします。

〈基本方針〉

1. 満足いただける、あたたかみをもった、良質な医療の提供と、快適で人にやさしい医療環境の充実に取り組みます。
2. 他の医療機関などとの連携を深め、地域の医療、福祉、保健の発展に貢献します。
3. 常に向上心を持ち、新しい知識や技術の習得に努めます。
4. 業務に意欲的に取り組み、経営への参画意識を高め、健全な経営の確保に努めます。
5. 患者さま中心のチーム医療を推進し、活気のある職場を創ります。

第1 公立病院経営強化プランの期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 地域における医療供給体制の維持

川崎町唯一の公立医療機関として現状の体制を維持し、高齢化する地域の現状を踏まえて多様化するニーズに応える。

地域医療構想推進の流れの中で機能分化が進む中、自院の役割を認識した上で、現状の急性期・回復期・慢性期の3つの病床機能は維持する方針である。特に、地域包括ケア病床を活用し田川圏域に不足する回復期病床の機能強化を図る。

(2) 救急医療の取り組み

地域住民の救急医療のニーズに応えるため、救急告示病院としての役割を果たし救急医療に貢献する。また、受け入れ体制の充実を進め、救急医療懇親会及び公的病院会議等に参加をしながら消防署や地域医療機関と連携を強化し、二次救急医療体制を維持する。また、町立病院で受け入れ対応が困難な場合については、地域の急性期病院等と緊密に連携し、必要な処置を行い、搬送等により迅速かつ適切な対応を行う。

(3) 適切な医療サービスの提供

患者や家族等のニーズに対して、情報収集や分析を行い適切な医療サービスの提供を行う。また苦情等については、迅速に対応できるクレーム対策委員会を開催し、迅速に対応する。

インフォームドコンセントについては、説明と同意に関する方針と手順を明確にし、患者や家族が診療内容を適切に理解し、納得した上で患者自身が診療内容を選択できるように、十分な説明を行う。また、説明した内容については診療録に記載を行う。

ICT（情報通信技術）の積極的な活用等による効率的かつ効果的な患者サービスの向上に努める。

(4) 医療安全並びに感染対策の充実

院内の医療安全に関する情報収集や分析をリスクマネージャー会議で行い、事故防止に向けた活動を医療安全対策委員会が主体となり実施する。また、外部の医療安全に関する情報収集や業務改善事例を参考にする。関連する研修会に参加し、習得した知識等を自院の事故防止に活用し、医療安全対策の徹底を図る。

院内感染防止対策の実施については、感染症の分類の変更に応じた上で、新型コロナウイルス感染症への対応に積極的に取り組み、町民の健康増進や疾病予防を行う。田川圏域の中核病院との合同カンファレンスなどを通じて地域全体で感染対策を講じる。他の感染症についても、院内感染対策委員会を中心にマニュアルや各種指針等を整備し、標準予防策の徹底を行い感染源や感染経路に応じた対応策を講じる。また、針刺し事故など職業感染の防止策を実施する。

(5) 安全で快適な医療環境の提供

快適な医療環境を提供するため、環境整備や施設の補修・改善などを実施する。主に高齢者、障害者、身体機能低下がみられる患者に配慮した院内環境の整備を行う。外壁補修工事等施設の補修・改善を実施し、安全で利便性の高い療養環境の整備を行う。

(6) 法令遵守の取組み

① 法令・行動規範の遵守

町民及び患者やその家族から信頼される病院となるため、医療法等の関係法令を遵守し、行動規範と職業倫理について、職員ひとりひとりの意識向上を図るための、啓蒙活動を行う。また、パワーハラスメント等の各種ハラスメントについては、職員研修等を行い未然防止を図る。

② 医薬品管理体制の充実

薬品の適正在庫、品質、保管、取扱等の管理体制の充実を図る。法令及び当院の「医薬品業務手順書」、「看護業務手順マニュアル」を遵守し、必要に応じて各種手順書の改訂を行う。なお重大な問題が発生した場合は、医療安全委員会等で早急に対応を協議する。

③ 診療情報開示等の適切な対応

診療情報等の個人情報保護については、個人情報保護に対する基本方針をもとに適切に行う。また、患者及びその家族からの診療情報開示請求に関しては、個人情報保護に関する取扱い要領に沿って適切に対応する。また、個人情報保護法のガイドラインに従い安全管理、職員研修体制等の整備を行う。

(7) 地域の医療機関との連携

近隣の急性期医療機関等との連携による、後方支援病院としての役割を果たす。当院で対応が困難な専門外の症例や高度で専門的な医療設備がある医療機関への受診が必要な場合等に関しては、地域医療連携室が窓口となり、適切な連携先に円滑に紹介できるように、地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の地域の中核病院との連携の強化及び機能分担の推進

を行う。また、訪問活動等を通じ、診療所及び介護施設等との連携を深め、外来診療・入院加療・退院支援・在宅復帰までシームレスな医療供給体制の強化を図る。

入退院相談等に係る目標

指標	令和4年度実績	令和9年度目標
入院依頼件数	133件	154件
入院相談件数	166件	192件
退院相談件数	126件	146件

(8) 地域包括ケアシステムの推進

高齢化が進む地域の実情から、地域ケア会議などを通じ地域包括支援センターや医療・介護福祉施設等との連携強化を図るとともに、協働して地域包括ケアシステムの推進に努める。また、町の保健センターとの連携強化を図り、住民の健康増進及び予防を図るため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による予防給付活動に積極的に参加する。また患者が退院後に自宅等で療養生活を営む為に地域の高齢者福祉、社会福祉、包括支援センター等関係機関及び医療機関と連携の強化を図る。

(9) 災害時における体制及び訓練

大規模災害や公衆衛生上重大な感染症等の被害が発生及び発生しようとしていることを想定した場合には、川崎町災害対策本部や田川地区の災害拠点病院等と連携し、迅速かつ適切な対応を行う。また、火災に備えて年2回消防訓練を実施し、かつ消防設備点検を定期的実施する。

(10) 地域住民への医療情報の提供

川崎町の広報誌や自院のホームページを活用し、提供可能な医療サービスの内容や健康教室など住民の方が必要とする情報を発信する。デジタル化について、デジタルサイネージ（電子看板）の導入を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の確立

地方独立行政法人の最高決定機関である理事会では運営上の重要事項や規程の改廃等の決定を行う。院内で対応可能な議題については、病院長及び各部門の管理職等が出席して行われている経営企画会議で決定し目標や課題などに対し迅速に対応する。目標達成のため令和4年度策定の経営改善計画のもと、健全な医療経営を行う。

マネジメント強化について、会議等の決議事項については、早急に院内

周知のうえ、目標や課題への迅速な対応となるように体制の強化と意思疎通の改善を図る。

2 医療従事者の確保並びに育成

(1) 医療従事者の人材確保

① 医師の人材確保

当院が提供する医療水準の維持向上を図るため、主に九州大学第一内科へ常勤医師派遣の陳情を継続して行う。また、九州大学眼科医局との連携強化を図る。自治医科大学出身者の常勤医派遣については、通年で2名の派遣を目標とし福岡県保健医療介護部医療指導課への訪問を通して連携強化を行う。令和6年度から実施される働き方改革への対応は、令和5年度中に宿日直許可を取得した。また、労働時間の把握に努めA水準（年間960時間以下の時間外労働）を維持する。医師確保のため、赴任される医師の医師官舎の確保を行う。業務改善のため、医師業務のタスクシフトを実施する。キャリア形成のため、学会や研修に関する旅費、参加費などについて支援を行う。

② 看護師・医療技術職員等の人材確保

福岡県内の養成校等への訪問を通しての連携、院内の教育体制の充実、労働環境の向上に取り組み、看護師及び医療技術職員等の人材確保を行う。

職員募集については、医療法や施設基準を遵守すると共に業務量や休暇取得状況等を把握したうえで、計画的な人員採用を行う。

常勤医師・看護職員数に関わる目標

指標	令和4年度実績	令和9年度目標
常勤医師数	4人	4人
常勤看護職員数	40人	40人

③ 育児支援による人材確保

早期の職場復帰や育児と業務の両立が可能な職場環境づくりを行う。

④ 障がい者の人材確保

国が定めた法定雇用率を遵守し、当事者が働きやすい職場環境を提供する。

(2) 医療従事者の人材育成

① 医師・看護師・医療技術職員等の人材育成

医師、看護師、医療技術の各部門において、重要度、必要性を十分に考慮したうえで研修計画を立案する。計画に基づいて研修を実施し、専門性

及び医療技術の向上を図る。研修終了後には、研修内容の伝達を各部署にて行う。

② 事務部門の人材育成

総務課職員は、病院経営の専門的知識の習得と経営感覚を磨くため、財務会計・マーケティング・診療報酬制度等に関する研修会等へ積極的に参加する。地域医療連携室職員は、退院支援業務等の専門的知識習得を行うとともに、連携先医療機関等への積極的な訪問、意見交換等を実施、地域連携体制の強化を図る。研修終了後には、研修内容の伝達を行う。

第4 財務内容の改善に関する事項

(1) 収益の確保

現在の医師及び看護師等の必要人員数、診療科等の診療機能を維持する。医療制度や診療報酬制度を熟知し、動向を見据えながら、自院の役割と、患者ニーズを踏まえた医療サービスの提供を行うことで、病床利用率の向上及び、外来患者の確保を行うことで、安定的な収益の確保を行う。

令和4年度策定の経営改善計画に基づいた、増患・増収対策（外来頻度向上・広報活動強化・地域連携活動強化・入院の最適化・院内コミュニケーション活性）を図る。また、未収金の未然防止策と早期回収を行う。

入院収益に係る目標

指標	令和4年度実績	令和9年度目標
地域一般入院患者	12,811人	13,140人
包括ケア入院患者	2,336人	4,015人
療養入院患者	11,790人	12,775人
一般入院診療単価	24,466円	23,500円
包括ケア入院患者	30,847円	30,000円
療養入院診療単価	18,535円	19,000円

外来収益に係る目標

指標	令和4年度実績	令和9年度目標
内科外来患者数	12,474人	12,150人
外科外来患者数	270人	270人
眼科外来患者数	3,105人	3,780人
内科外来診療単価	16,507円	17,800円
外科外来診療単価	5,498円	7,300円
眼科外来診療単価	8,190円	8,800円

(2) 費用の削減

経費削減のため、医薬品や高額な医療機器等は、適正な価格での購入に努める。医薬品や診療材料等については、適正な在庫管理を行う。また、病院機能の維持に必要な人員を把握し、適正な人材確保を行う。また、賞与については経営状況に応じて支給月数を決定する。

(3) 経営改善計画の確実な実施

令和4年度策定の経営改善計画を確実に実施する。計画期間内において、経常収支比率の目標を100%以上とし経常黒字化を図る。公立病院経営強化プラン及び中期計画の目標達成に向けて、経営分析並びに施策実行については令和4年度から5年度にかけて外部コンサルティング会社と業務委託契約を締結し経営改善に取り組む。一般会計負担分について、地方独立行政法人法第85条及び42条の規程に基づき救急医療の確保並びに不採算地区病院の経費が運営費負担金として繰り入れられる。

経営に係る目標

指標	令和4年度実績	令和9年度目標
医業収支比率	94.2%	99.2%
修正医業収支比率	90.3%	95.4%
経常収支比率	100.2%	100.2%
病床利用率	74.0%	89.7%
1日平均入院患者数	71.1人	82.5人
1日平均外来患者数	58.3人	60.0人
常勤医師数	4人	4人
常勤看護職員数	40人	40人
職員給与比率	69.3%	66.0%
材料費比率	18.2%	18.9%

第5 その他業務運営に関する重要事項

新しい事業に伴う施設整備及び医療機器整備に関する計画

① 新規事業等の実施

新規事業に関しては、その都度委員会を設置し内容等については十分な検討を行う。

② 医療機器の整備

医療機器の新規購入や買替については、各年度における医療機器の購入計画を明記し、収益向上に寄与するものを優先的に検討するとともに、購入後の保守や部品交換等を考慮し計画を行う。また、デジタル化への対応

については収益の状況をみながら、電子カルテの導入などを検討する。

<期間内に買替予定>

ア. 眼底三次元画像解析装置 イ. 医療画像管理システム ウ. CT スキャン

第6 予算（別紙参照）

業務運営体制の効率化に関する目標を達成するための計画を確実に実施することにより、全体の財務内容の改善を図る。

第7 短期借入金の限度額

1. 限度額 3億円
2. 想定される理由
資金不足への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余金を生じたときは将来の投資（病院建物の整備、修繕、医療機器の購入等）及び地方独立行政法人法第40条により処理する。